

東京都看護師等修学資金貸与条例の改正について

改正趣旨

都内で就業する看護師等の増加を図るため、申込資格や申込方法の見直し、貸与金額の選択肢や返還免除要件の拡充等を行う。

改正概要

現行制度			
申込資格等			
申込資格	①都内の養成施設または大学院に在学し、かつ将来、都内において看護業務に従事しようとするもの		
申込方法	通常申込（年1回）		
貸与種別	養成施設等		返還免除要件 （従事期間）
	課程	設置主体	
第一種	准看護師		21千円
	保健師 助産師 看護師	国公立	32千円
		その他	36千円
	大学院（修士）		83千円
第二種		25千円 ×2口まで	なし
返還期間・延滞利率等			
返還期間	養成施設→貸与期間と同期間内に返還 大学院→卒業後10年以内に返還		
初回返還開始月	4月(卒業の翌月)		
延滞利率	年5%		
返還の猶予			
試験不合格	猶予を認めない		
免除対象外施設へ異動（法人都合）	猶予を認めない		

新制度（R4.4.1～）		
申込資格等		
申込資格	①左記のとおり ②都内に居住地を有し、都外の養成施設に在学し、かつ将来、都内において看護業務に従事しようとするもの	
申込方法	通常申込と予約申込（年2回）	
養成施設等	貸与月額	返還免除要件 （従事期間）
全ての課程 ・ 設置主体	25千円（①）	①都内施設で5年勤務 →25千円×貸与月数分免除 ②指定施設(注)で5年勤務 →50千円×貸与月数分免除 ③指定施設(注)で7年勤務 →75千円分×貸与月数分免除 ※訪看での勤務は就業1年目から免除対象
	50千円（①②）	
	75千円（①②③）	
	100千円（①②③）	
返還期間・延滞利率等		
返還期間	25千円、50千円→貸与期間と同期間内に返還 75千円→貸与期間の1.5倍の期間内に返還 100千円→貸与期間の2倍の期間内に返還	
初回返還開始月	10月(卒業から6ヶ月後)	
延滞利率	年3%	
返還の猶予		
試験不合格	猶予を認める(翌年の試験(2回目)まで)	
免除対象外施設へ異動（法人都合）	猶予を認める(3年間、1回まで)	

(注) 指定施設：200床未満の病院、病床数の80%以上が精神科病床の病院、診療所、介護老人保健施設、訪問看護ステーション等